

市立旭川病院入院時使用物品貸与及び提供事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和5年4月7日

旭川市病院事業管理者 青木 秀俊

1 契約担当部局

〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号 市立旭川病院 外来棟3階
事務局経営管理課総務係

電話 0166-24-3181 (内線) 5513

FAX 0166-27-8505

e-mail h_keieikanri@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 市立旭川病院入院時使用物品貸与及び提供事業
- (2) 業務内容 市立旭川病院に入院する際に必要な物品を患者及びその家族に対し、貸与及び提供し、利用者に対して料金を請求する。
- (3) 履行期間 令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において基準寝具・病衣貸借の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、市立旭川病院競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (6) 業務を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。）であって、別紙仕様書に掲げる業務と同様の業務実績があること。
- (7) 洗濯施設は北海道内に位置し、緊急時に対応が可能であること。
- (8) 前項の施設にあっては、医療関連サービスマーク認定を受けた施設であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

市立旭川病院入院時使用物品貸与及び提供事業に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和5年4月7日から令和5年4月27日まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、市立旭川病院のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/hospital/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和5年4月27日（木）午後4時30分

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和5年5月12日（金）午後4時30分

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない者

(2) 提出書類に虚偽の記載があった者

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった者

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

7 受託候補者の特定

市立旭川病院入院時使用物品貸与及び提供事業に係るプロポーザル審査会設置要領に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出され

た企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金 要する。ただし、市立旭川病院契約規程（平成21年旭川市病院事業者管理規定第12号）第25条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 手数料

管理者が発行する納入通知書により、当該納入通知書で指定する日までに納入すること。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。